

石綿（アスベスト）

ばく露防止対策等の掲示

石綿による健康障害については、製造・取り扱い作業従事者のもとより、関係事業所の周辺住民にも不安が生じているところです。今後、石綿を使用した建築物の解体などの作業増加が予想されていますが、「石綿のばく露防止対策」および「石綿粉じんの飛散防止対策」の徹底とその周知は、作業従事者・作業現場の周辺住民の不安解消のため、強く求められています。

厚生労働省では、建築物の解体作業などを行う際に、関係事業所が「石綿ばく露防止対策」などの実施内容を実作業現場の見やすい場所に掲示することを推進しました。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

☞ <http://www.mhlw.go.jp>

市民相談窓口を開設

田原市は、田原市アスベスト対策連絡協議会を設置しました。今後、協議会では、施設調査やアスベスト対策について検討していきます。また、市民の相談窓口も開設し、国・県などの関係機関と連携を図り対応していきます。

石綿ばく露防止対策に関する問い合わせ

▼愛知労働局

☎（052）972局0256

市民相談窓口に関する問い合わせ

▼環境衛生課 ☎ 23局3541

省エネ資材導入補助事業

たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会では、温室効果ガス削減を目的とした省エネ資材導入補助事業の2次募集を行います。



▼募集期間 11月1日（火）～21日（月）／土・日・祝日を除く市役所

執務時間内 ▼補助対象者 市内に住宅・施設・事業所などを有する市

民の方で、平成17年度中に着工および完了するもの／ただし、旧渥美町の方は平成17年10月1日以降に工事着手し、年度内に完了するもの

▼補助対象事業 Ⅱ「複層ガラス」断熱材 Ⅲ「空調システム」など ▼補助枠 Ⅱ5件／申請者多数の場合は抽選 ▼補助額 Ⅱ総事業費の3分の1（上限10万円） ▼詳しくはお問い合わせください

▼エコエネ推進室 ☎ 23局7401

住宅用火災警報器の

設置が義務付けられます

住宅火災で亡くなられる原因の約7割が、逃げ遅れによるものです。

火災は、短時間に拡大します。早期に「発見」「通報」「初期消火」「避難」をしないと手遅れとなります。火事を出さないように日常から注意することが一番ですが、火が出たときの備えとして『住宅用火災警報器』を設置し、早く火災の発生を知ることが、逃げ遅れを防ぐ大きなポイントとなります。

■設置の義務付け

消防法の一部が改正され、住宅に『住宅用火災警報器』の設置が義務付けとなります。

■設置義務の施設

・すべての戸建住宅、併用住宅、共同住宅などの『寝室』『階段』など ※田原市では『台所』にも設置することを義務付けします。

■適用年月日

▼新築住宅 Ⅱ平成18年6月1日から
▼既存住宅（増改築も含む） Ⅱ平成20年6月1日から／平成20年5月31日までに設置してください

■悪質な訪問販売に注意！

悪質な訪問販売をする者が出没する恐れがありますので、十分注意してください。消防署や消防職員は、販売または販売を業者に委託することはありません。

▼消防課 ☎ 23局4074



■天井に設置するタイプ



■壁に設置するタイプ